Gプロ刑法班

他人のものとは

窃盗罪でいうものとは、とは刑法的保護に値する財物的価値を有することが必要である。客観的な交換価値のみでなく、主観的な価値側面のほか悪用のおそれの防止といった消極的価値も財産的価値に含まれる。しかし、客観的・主観的価値のいずれも欠ける場合には、財物性は否定されるべきである。

占有とは

窃盗罪は他人の占有する財物について成立する。ここでいう占有とは、財物に対する事実的支配、管理の意味であり、「自己のためにする意思」は必要ではなく、他人のための占有も含まれる。

事実的支配とは

窃盗罪における占有は、客観的に他人がその財物を事実上支配している状態または支配を推認せしめる客観的状況があって、かつ、主観的な占有の意思がある場合に認められるべきである。ただし、占有の意思は事実的支配を補充するものに過ぎない。

1. 人の事実的支配領域内にある財物は、監視されているものでなくても、その人の占有に属する。
2. 人の支配領域外にあっても、他人の事実的支配を推認せしめる状況がある場合には専有を認めてよい。

→刑法上の占有は人が物を実力的に支配する関係であるが、必ずしも物の現実の所持または監視を必要とするものではなく、物が占有者の支配の及ぶ場所に存在すれば足りる。